

(仮称) 厚真町再生可能エネルギー発電事業と
地域との共生に関する条例（素案）

【概要及びポイント】

令和7年12月

住民課 町民生活グループ

1 経緯・趣旨

近年、脱炭素社会の実現に向け全国各地で 再生可能エネルギー発電設備の導入が進められています。

再生可能エネルギーは、地域の財産として次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境や、安全で心身ともに健康的に暮らすことができる生活環境と調和がとれていることが前提であり、地域との共生が図られるものでなくてはなりません。

今般、本町においても、太陽光以外の自然資源を活用する再生可能エネルギー発電事業が計画されたことを踏まえ、あらためて、再生可能エネルギー発電施設全般について、本町行政区域における設置及び管理に関する事項を定めるため、厚真町太陽光発電施設に関する条例（令和2年条例第23号）を全部改正し、（仮称）厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例を制定しようとするものです。

2 条例の構成

第1条	目的 (2 p)	第12条	工事完了の届出 (8 p)
第2条	定義 (3 p)	第13条	再生可能エネルギー発電事業の承継 (8 p)
第3条	適用事業 (3 p)	第14条	廃止の届出 (9 p)
第4条	町の責務 (3 p)	第15条	維持管理 (9 p)
第5条	事業者の責務 (3 p)	第16条	報告の徴収 (9 p)
第6条	禁止区域 (4 p)	第17条	立入調査等 (9 p)
第7条	区域の指定 (4 p)	第18条	指導、助言及び勧告 (9 p)
第8条	配慮事項 (7 p)	第19条	命令 (10 p)
第9条	事前協議 (7 p)	第20条	公表 (10 p)
第10条	地域住民等への説明 (7 p)	第21条	国等の特例 (10 p)
第11条	届出 (8 p)	第22条	委任 (10 p)

3 目的 [第1条]

当該条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定め、町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とします。

4 定義 [第2条]

① 再生可能エネルギー発電設備	太陽光又は風力を電気に変換する設備及びこれらの設備と一体となって使用される蓄電池その他の附属設備
② 再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー発電設備を設置し、これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業
③ 事業区域	再生可能エネルギー発電事業を行う区域
④ 事業者	再生可能エネルギー発電事業を行う者
⑤ 地域住民等	ア 事業区域の周辺に居住している者 イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者 ウ 事業区域の属する又は周辺の自治会 エ その他町長が特に認めた者

5 適用事業 [第3条]

この条例は、発電出力が10キロワット以上の発電事業、系統用蓄電池を設置する発電事業に適用します。(ただし、建築物に発電設備を設置するものを除く。)

6 町及び事業者の責務 [第4条・第5条]

町の責務	① この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。 ② 事業者が、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、及び地域住民等の理解を得るために努めるができるよう、必要な支援を行います。 ③ 町が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例の制定趣旨を尊重し、安全で安心な生活環境及び良好な自然環境の保全に努めます。
事業者の責務	① 再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、関係法令等及び本条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮するとともに、地域住民等の意見

	<p>を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければなりません。</p> <p>② 災害により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、町その他関係機関と協議の上、速やかに対処するとともに、その内容を地域住民等に周知しなければなりません。</p> <p>③ 発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。</p> <p>④ 地域との共生に支障を生じさせないよう、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態に維持管理しなければなりません。</p>
--	---

7 禁止区域 [第6条・第7条]

発電事業を禁止する区域（禁止区域）を指定します。

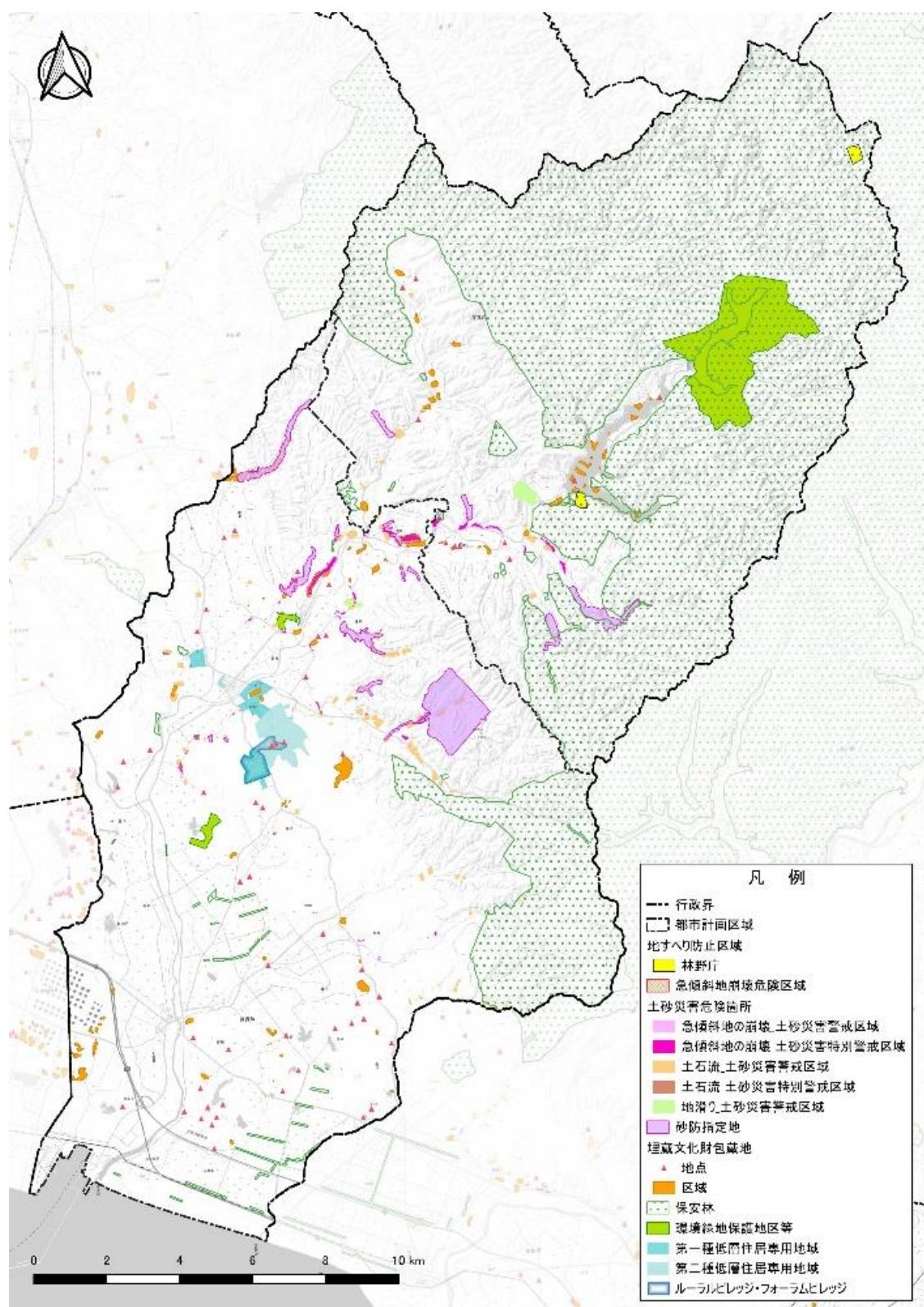
事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはなりません。ただし、発電事業の内容が関係法令等の定めに適合しているものである場合は、この限りでありません。

禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとします。

禁止区域	関係法令等
① 地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) 第3条第1項
② 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
③ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項
④ 砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
⑤ 埋蔵文化財を包蔵する土地	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項
⑥ 保安林の区域	森林法(昭和26年法律第249号)第25条

<p>⑦ 環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区</p>	<p>北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年北海道条例第 64 号）第 22 条第 1 項 【町内における指定地】</p> <p>①環境緑地保護地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノブト（上野 ミズナラ等） ・上野松の沼（上野 広葉樹天然林） ・桜丘（桜丘 神社境内のカシワ天然林等） <p>②自然景観保護地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚真ダム（厚真ダムの湖水美、湖岸の広葉樹林、湿性植物、野鳥）
<p>⑧ その他規則で定める区域</p>	<p>ア. 第一種低層住居専用地域 イ. 第二種低層住居専用地域 ウ. ルーラルビレッジ地区 エ. フォーラムビレッジ地区</p>

【禁止区域図】



8 配慮事項 [第8条]

事業者が発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次の事項について、事業者に特段の配慮を求めることができるものとします。

- ① 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること
- ② 健康被害の予防に関すること
- ③ 防災及び安全対策に関すること
- ④ 地域住民等への対応に関すること
- ⑤ 発電設備設置後の維持管理に関すること
- ⑥ その他、町長が必要と認める事項

9 事前協議 [第9条]

事業者は、事業計画の届出をしようとするときは、あらかじめ、発電事業の計画について、町と協議を要することとします。

町は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をします。

【条例施行規則】

- ・事前協議書により行うことを規定
- ・事前協議書では、事業の内容のほか、関係法令等に係る手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュールを確認します

10 地域住民等への説明 [第10条]

事業者は、事業計画の届出をしようとするときは、地域住民等に対し、あらかじめ説明会等を開催するなど、当該事業計画に関する周知をしなければならないものとします。

また、事業者は、周知を行うにあたっては、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないものとします。

地域住民等から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとし、地域住民等から求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならないものとします。

事業者は、地域住民等に説明を行ったときや地域住民から出された意見に関し協議したときは、その結果を町に報告しなければならないこととします。

【地域住民の範囲の考え方】

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024環境省）の考え方を基本としますが、生活環境や生産活動への影響が広範囲にわたると判断される場合は、「周辺地域の住民」に加えるべき者について意見します。

※「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」抜粋

第3章 説明会の要件

第1節 「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲

① 再エネ発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者に対して説明すること。

- (i) 低圧電源の場合：100m
- (ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く。）：300m
- (iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）の場合：1km

1.1 届出等【第11条～第14条】

事業者は、次に掲げる届出をしなければならないこととします。

(1) 事業計画の届出（設置工事の着手予定日の60日前まで）

- ・ 事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を町に届け出なければなりません。（軽微な変更を除く。）
- ・ 事業計画の届出は以下の書類を添付するものとします

①事業区域等状況調書、②位置図及び事業区域図、③現況平面図及び現況写真、④配置図 土地利用計画図、⑤再生可能エネルギー発電設備の構造図、⑥維持管理に関する計画書、⑦撤去及び処分等に関する計画書、⑧事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係が分かる書類の写し、⑨周辺関係者への周知状況を記録した書類、⑩その他、町長が必要と認める書類

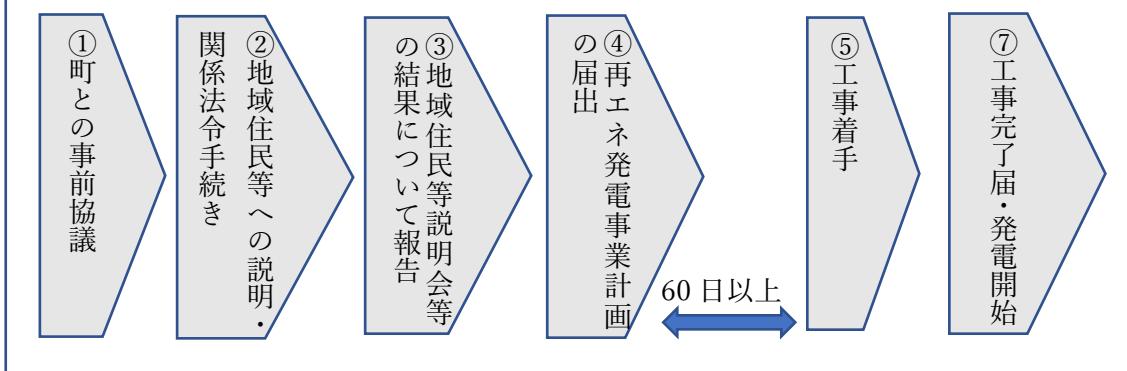
(2) 工事完了の届出

(3) 地位の継承（譲渡、相続、合併、分割等による継承）の届出

(4) 廃止の届出（廃止しようとする日の30日前まで）

※ 発電事業を廃止するときは、当該発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならないものとします。

【新規事業のスケジュール（事前協議から発電開始）】



12 維持管理 [第15条]

事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態を保つよう維持管理しなければならないものとします。

13 報告の徴収・立入調査等 [第16条・第17条]

町は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることがほか、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査や関係者に質問することができることとします。

14 指導・助言及び勧告 [第18条]

町は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができることとします。また、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

なお、事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は勧告により講じた措置等について、速やかに町に報告しなければなりません。

- ① 事業者の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- ② 条例の規定による協議、説明、報告若しくは届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- ③ 事業者が正当な理由なく届出をする前に設置工事に着手したとき。
- ④ 維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき若しくは被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じないとき。
- ⑥ 事業者が立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑦ 事業者が指導又は助言に正当な理由なく従わなかつたとき。

15 命令 [第19条]

事業者が、町からの勧告に正当な理由なく従わないときは、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができるものとします。

事業者は、町からの命令を受けたときは、当該命令により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町に報告しなければならないこととします。

16 公表 [第20条]

町は、命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができるものとします。

町は、公表を行う場合には、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

17 国の特例 [第21条]

国又は地方公共団体が行う発電事業は、この条例を適用しないものとします。

18 委任 [第22条]

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

19 施行期日・経過措置 [附則]

- (1) この条例は、令和 年 月 日から施行します。ただし、(4) の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置工事に着手する発電事業に適用します。
- (3) 上記（2）にかかわらず、次に掲げる規定は、条例適用事業に該当するすべての発電事業に適用します。（この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合で、発電設備の変更等により適用事業に該当することとなるときも同様とします。）
- ① 廃止の届出
 - ② 地位の継承の届出
 - ③ 維持管理
 - ④ 立入調査等
 - ⑤ 指導、助言及び勧告
 - ⑥ 命令
 - ⑦ 公表
- (4) 次に掲げる規定による手続等は、この条例の施行の日前においても、各規定の例により行うことができるものとします。
- ① 事前協議
 - ② 地域住民等への説明等
 - ③ 事業計画の届出